

岩手県公安委員会告示第 11 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、同項の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成 21 年 12 月 25 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
高橋 智	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番 1 号	平成21年12月 4 日	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 16 項に規定する認知症である者
千葉 健一	岩手県立大東病院	一関市大東町大原字川内 128番地	”	